

四国中央市水道局工事検査基準

平成19年6月21日

訓令第35号

(趣旨)

第1条 この訓令は、水道局の経費をもって支弁する工事の検査について四国中央市水道局工事検査規程（平成19年四国中央市告示第118号。以下「検査規程」という。）によるもののほか、検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の範囲)

第2条 検査の対象とする工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 直営で施行するもの
- (2) 請負に付して施行するもの
- (3) 委託又は他の公共団体から受託して施行するもの並びに測量、調査及び設計

(検査の準備)

第3条 工事担当課長は、四国中央市水道局契約規程（平成19年四国中央市告示第117号）に規定する関係書類の提出を確認するとともに、検査上必要に応じ次の事項について措置するものとする。

- (1) 測点杭、水準標、仮水準等の破損又は亡失箇所を所定の方法により整備すること。
- (2) 工事区間には、測点距離及び必要と認める構造物の各種寸法をペンキで明記すること。
- (3) 測量用器具機械（鋼尺又は巻尺、箱尺、レベル、光波測距儀、黒板等）を整備すること。
- (4) 検査規程第3条第1項第5号に規定する検査に必要な機械器具等を整備すること。

(検査の方法)

第4条 検査規程第3条第1項第1号から第3号までに規定する検査は、工事の出来形を対象として、契約図書に基づき、実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

2 検査規程第3条第1項第5号に規定する検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 擁壁等の法長又は根入れの深さの確認にあつては、掘削又は穿孔
- (2) 舗装における表層、基層及び路盤の厚さ並びにこれらの品質の確認にあつては、コアの抜取り又は掘削
- (3) 裏込め材、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリート、築石等の厚さ、控長等の確認にあつては、築石等の抜取り若しくは取外し、掘削又は穿孔
- (4) コンクリートの強度、配合状況、練り込み及び締固めの状態、厚さ等の確認にあつては、部分的掘削、穿孔又はコアの抜取り
- (5) 前各号に掲げるもの以外の確認にあつては、これらに掲げる方法に準ずる方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める方法

(実施状況の検査)

第5条 実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全管理及び工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。）と契約図書とを対比して行うものとする。

(出来形の検査)

第6条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書を対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第7条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第8条 出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すりつけ等の程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(検査の基準)

第9条 検査の判定は、愛媛県土木工事施工管理基準によるものとする。

(手直し工事の命令及び確認)

第10条 既成部分検査及び中間検査の結果、手直しを要する工事については、検査規程第9条及び第10条の規定により速やかに処理しなければならない。

(書類等の省略)

第11条 工事の完成出来形の形状及び内容が設計図書と比較照合して相違ない場合は、工事完成出来形調書の内容欄に完成出来形は、設計図書と相違ないので、工事完成出来形内訳及び出来形展開図の添付を省略する。と明記しておかななければならない。

(雑則)

第12条 1件の請負金額が500万円未満の工事については、検査規程第12条第1号に規定する工事検査復命書の検査位置及び状況欄の記載を省略することができる。

(その他)

第13条 この訓令に掲げるもののほか、疑義を生ずるものについては、市長の指示を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、四国中央市水道局工事検査基準（平成16年四国中央市告示第184号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年7月13日訓令第38号）

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の四国中央市水道局工事検査基準の規定は、この訓令の施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前の契約分については、なお従前の例による。